

アメリカの法曹界における リベラル派と保守派の対立構造

梅川 健

Fox International Fellow

Yale University

2011年7月21日

本報告の構成

- 法曹界におけるリベラル派と保守派とは何か
- 現代アメリカ大統領の「新たな」権力行使の様態
署名見解(Signing Statement)
- 署名見解をめぐる法律家の対立、
ジョージ・W・ブッシュ政権を事例として
- リベラル派と保守派の法律家の意見対立の背景、
憲法秩序観をめぐる争い

法曹界におけるリベラル派と保守派

- 具体的な政策争点に対する意見の相違
 - 人工妊娠中絶、同性愛、学校での祈祷、銃規制
 - 製造物責任法
- 政府の役割についての意見の相違
 - リベラル派
 - 政府は社会的争点について、新しく権利を認め、経済な規制にも積極的であるべきである。
 - 保守派
 - 政府は社会的争点について、新たな権利を認めるべきでない。経済な規制も行うべきでない。

アメリカの法曹界の構成

- 法曹人口118万人（2008年時点）
 - 約11万人が政府に勤務
 - そのうち約3万人が連邦政府に勤務
- アメリカ法律家協会(American Bar Association)
 - 1878年創立、会員数40万
 - 1960年代以降、リベラルな傾向を強める
- フェデラリスト協会(Federalist Society)
 - 1982年創立、会員数4万
 - 保守系シンクタンクのAEIが創立を援助

立法過程における大統領の「新たな」権力

- 憲法第二条に明記されている権限
 - 法案に署名
 - 拒否権
 - 議会への教書の送付
- 憲法に規定されていない権力
 - 署名見解(Signing Statement)
 - 大統領が、法案に署名する際に付与する、公的な政府文書。大統領発言集と、法令集に記録される。
 - 条文の合憲性についての大統領の解釈の提示
 - 違憲だと見なした条文を、執行しないと宣言

議会

法案

大統領

署名

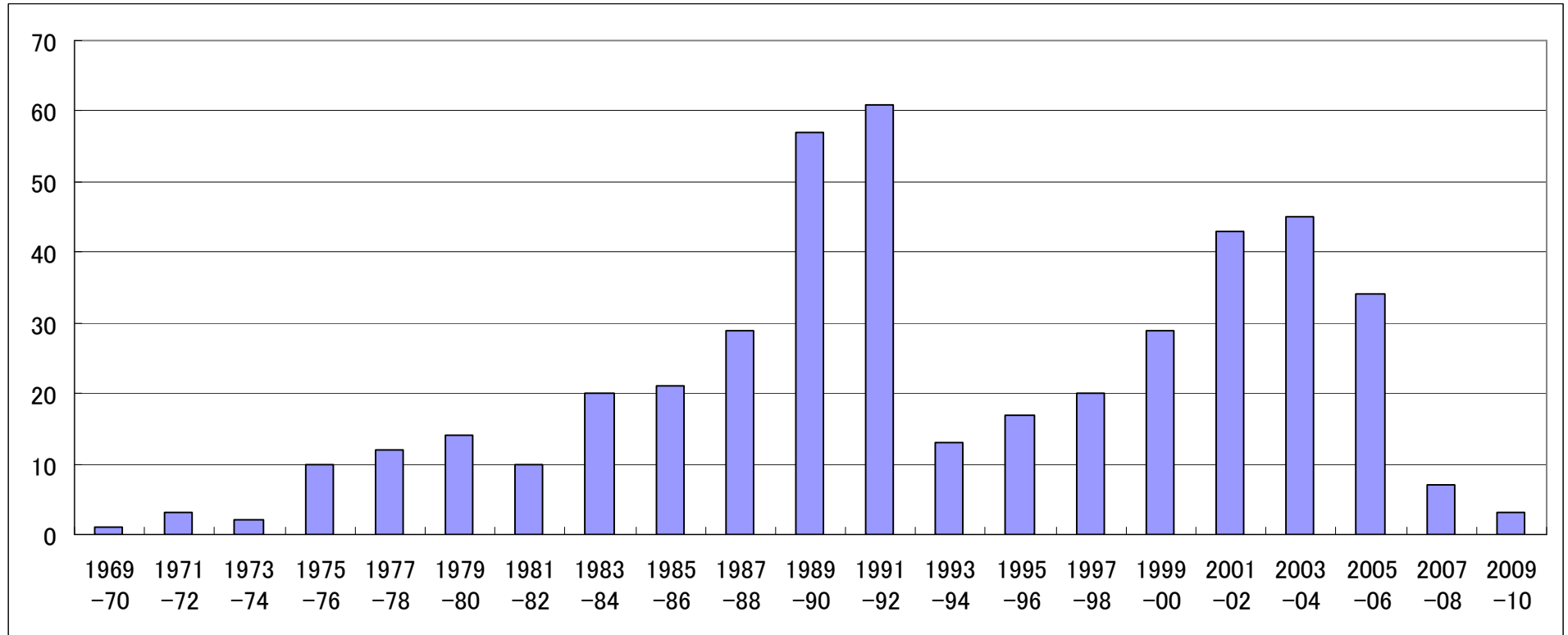
署名見解

拒否権

新法

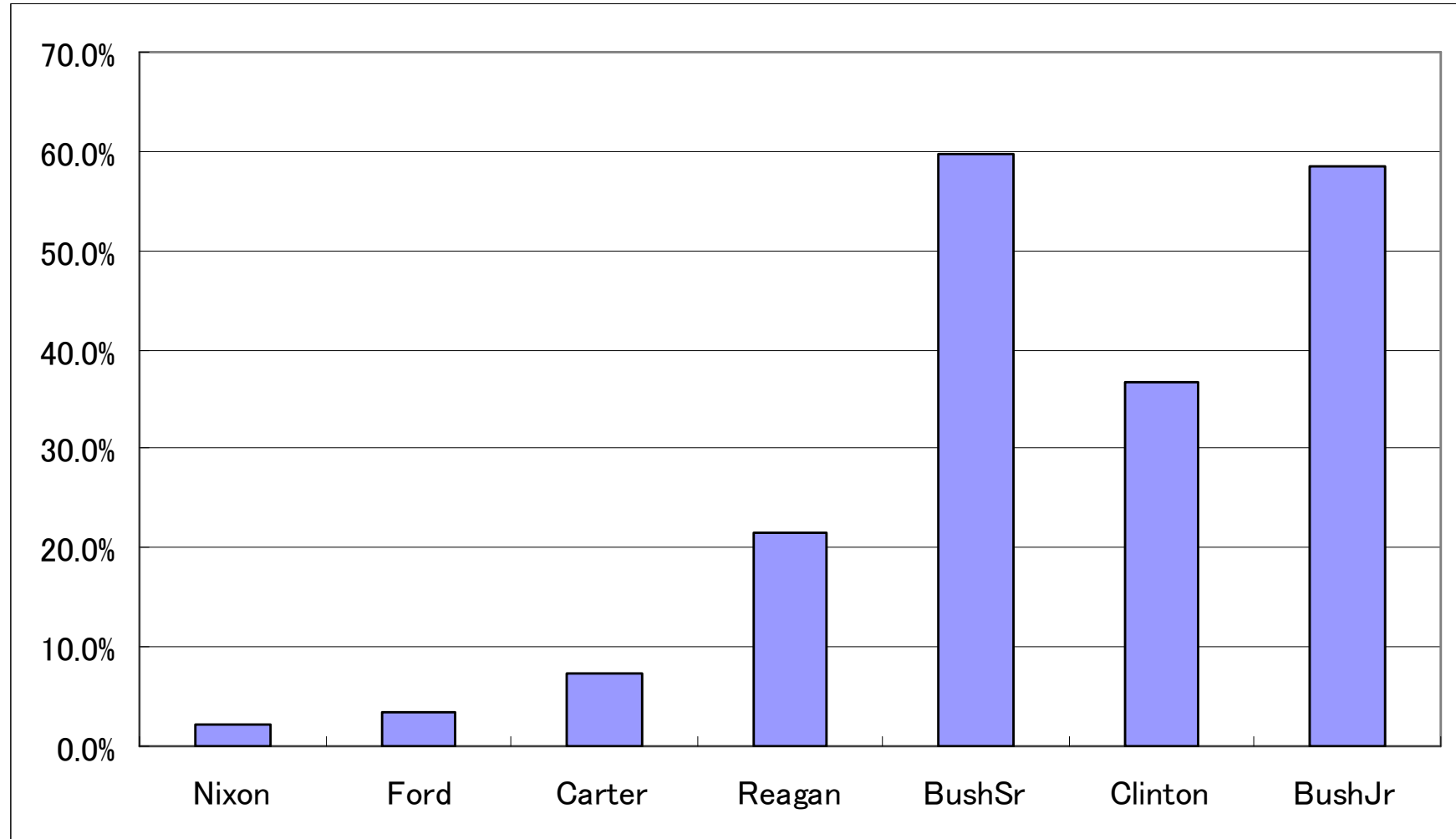
議会へ

署名見解の総数の変遷



(American Presidency Projectより報告者作成)

重要立法にしめる署名見解の割合



(American Presidency Project, Congressional Bills Projectより報告者作成)

ジョージ・W・ブッシュ大統領による 2005年捕虜取扱法への署名見解

- 2005年国防総省歳出予算法の一部が、捕虜取扱法と呼ばれていた。
- 捕虜取扱法は、マケイン上院議員が中心となって盛り込んだ条文。
- ブッシュの署名見解
 - “執政府は、捕虜の取り扱いを定める第10編の項目Aについて、軍の最高司令官として行動するという大統領の憲法上の権限に合致するように解釈する。” (2005年12月30日)

メディアによる批判

- ボストン・グローブ

“ ブッシュ大統領は、政権についてから今日までの間に、750もの法律について、執行しないという権限を主張してきた。大統領は、議会による立法の条文が、大統領自身の憲法解釈とかみ合わない場合には、その条文を無視する権限があると思いこんでいる。”

(2006年4月30日)

議会からの批判

上院司法委員会公聴会(2006年6月27日)

- アーレン・スペクター委員長 (R-PA)
 - 「議会の立法権に対する深刻な侵略行為である」
- パトリック・リーヒー (D-VT)
 - 「抑制と均衡という憲法秩序に対する深刻な脅威である」
- リチャード・ダービン (D-IL)
 - 「ブッシュ政権は、法案の一部を拒否すると同時に、好みの部分にだけ署名ができるものと信じているようである」

法曹界の反応

- 議会公聴会での対立 (2006年6月27日)
- リベラル派
 - アメリカ法律家協会
 - Task Force on Presidential Signing Statements and the Separation of Powers Doctrine (2006年8月7日)
- 保守派
 - フェデラリスト協会
 - Federalist Society Report (2006年10月10日)

議会公聴会：リベラル派の批判

- チャールズ・オグレトリー, Harvard Law School (ABA Task Force)
 - 「ブッシュ大統領は、事実上の拒否権として、署名見解を用いてきた」
 - 「もしも、大統領が制定法の一部が違憲だと判断し、司法府にも立法府にも断り無しに執行しないとすれば、それは、無制限の権力の行使だと言える」

アメリカ法律家協会レポート

- 「大統領が署名見解によって、法の一部または全てについて、執行を拒否する行為は、合衆国の三権分立のシステムに反する」
- 「大統領は、法案に対して、署名をするか、拒否権を行使するかの選択肢しか、憲法によって与えられていない」
- 「大統領は、法律を『誠実に執行』しなければならない。法律が違憲であるかを判断するのは、司法府の違憲審査の役割である」
- 「ブッシュ大統領は、過去に最高裁の先例によって合憲だと認められている内容（行政組織職員が、直接に議会に情報提供をすること）についてでさえ、違憲だと主張した」

議会公聴会：保守派の法律家による擁護

- ミシェル・ブロードマン、司法長官副補佐官， 司法省法律顧問局(Office of Legal Counsel)
 - 「大統領には、合衆国憲法を守る義務がある。同時に、大統領には、制定法を『誠実に執行する義務』がある。法の『誠実な執行』とは、制定法のすべてを執行することを意味しない。制定法が、憲法に照らし合わせて瑕疵がある場合に、その部分を執行しないことで、合衆国憲法を守っているのだ」
- クリストファー・ユー， Vanderbilt University Law School (Federalist Society)
 - 「大統領が署名見解において、制定法の条文を解釈する場合には、裁判所が解釈するように解釈している。すなわち、条文が合憲だと解釈できる場合にはその解釈をとり、それが不可能な場合に、署名見解において違憲性を主張してきた」

フェデラリスト協会レポート

- 「大統領には、憲法に違反するような条文を執行する義務はない。なぜなら、憲法は大統領に『法の誠実な執行』を求めているからである」
- 「大統領が、政府の運営に必要な法案に、一部分だけ憲法に違反している条文を見つけた場合に、法案全体に拒否権を用いるというのは、現実的ではない」

リベラル派と保守派の憲法秩序観の差異

- 大統領の「誠実執行義務」を巡る対立
 - 一旦成立した法律の違憲性判断は司法府の役割
or
 - 法律の違憲性判断は、大統領が行える
- アメリカ政治システムはどう作動するべきか？
 - 司法優越主義 or 三権同格主義
- 大統領は立法に対してどのように権力を行使するべきか？
 - 拒否権 or 署名見解

オバマによる署名見解と法曹界

- オバマの署名見解についてのメモランダム
 - 「憲法的署名見解は、必ずしも、大統領が制定法を政策的な見地から執行しないということの意味するのではない。署名見解は、制定法に含まれる憲法的な瑕疵を取り繕うための、正当な機能を有しているのである」(2009年3月9日)
- ABAによる、ブッシュ政権期と同様の批判
- FSの沈黙

就任後の6ヶ月における署名見解の数

